

2012年 5月 14日

## JBS Newsletter

# 中国税務及び投資速報(抄訳) 2012年 4月

### Contents

#### 税務法規

1. 2012年度全国重点税收源泉調査の実施に関する通達
2. 『増値税改革試行地区におけるゼロ税率課税役務に係る免除・控除・還付管理弁法(暫定)』に関する公告
3. 中国事前確認制度アニュアルレポート(2010年度版)
4. その他の通達

#### 税関法規

1. 『輸入物品分類表』及び『同課税標準価額表』の改訂に関する公告

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2012年4月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 4月 13日 第2012012号
- ▶ 2012年 4月 20日 第2012013号
- ▶ 2012年 4月 27日 第2012014号

Japan Business Servicesグループで、2012年4月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 2012年度全国重点税収源泉調査の実施に関する通達(財税[2012]29号)

#### 概要

2012年度の税収源泉調査の実施時期、内容等について以下のように定める。

#### ▶ 実施時期

地方財政部門は税収源泉調査を2012年第1四半期から開始し、四半期ごとに報告を行う。報告は四半期終了日から20日以内に行い、報告企業数は最低調査企業数の60%を下回ってはならない。未報告の企業については翌四半期に報告する。

#### ▶ 調査内容

基礎財務データ、実際納付税額(企業所得税、増値税、営業税等)、輸出還付税額、給与費用、水道・電気料、従業員数等の38項目を報告する。

#### ▶ 重点対象企業

2012年度の重点調査対象企業に1,030社を指定する。設備製造、鉄鋼、非鉄金属、石油、化学品、石炭といった業種の企業が多数を占めている。

#### 所見

当該調査の目的は税金の徴収ではなく企業所得税の源泉の把握にあるが、税務局に調査データから税務上の問題点を発見される可能性もある。対応策としては、調査前に納税状況を確認し、問題点を改善しておくといった措置が考えられる。

## 2. 『増値税改革試行地区におけるゼロ税率課税役務に係る免除・控除・還付管理弁法(暫定)』に関する公告 (国家税務総局公告[2012]13号)

### 概要

課税役務に対するゼロ税率について、適用範囲や計算方法等を定める。2012年1月1日から遡及適用。

#### ▶ 対象となる納税者及び役務

増値税改革試行地区において、ゼロ税率の適用対象である課税役務(以下、「ゼロ税率課税役務」と略称)の提供に従事し、かつ一般納税者の認定を受けている企業及び個人が、増値税改革開始後に提供した同役務に対してはゼロ税率を適用し、増値税の免除・控除・還付を認める。専用発票の発行は認められない。

#### ▶ ゼロ税率課税役務の範囲

以下、「国外」には、国内の税関特殊監督管理区域は含まれない。

##### ▶ 国際運輸役務

- ▶ 国内から国外への旅客・貨物の運送
- ▶ 国外から国内への旅客・貨物の運送
- ▶ 国外における旅客・貨物の運送

##### ▶ 国外企業に提供する設計・研究開発役務

#### ▶ 還付率

ゼロ税率課税役務に係る還付率は、国内において同役務に適用される増値税率と同一とする。

▶ 免除・控除・還付税額の計算方法

「免除・控除・還付」とは、以下のような増値税の取扱を指す。

- ▶ ゼロ税率課税役務の提供に対しては増値税を免除する。
- ▶ 同役務に係る仕入税額については、売上税額からの控除を認める（「即徴収・即還付」、「先徴収・後還付」を適用する場合を除く）。
- ▶ 控除し切れない仕入税額は還付する。

具体的な計算式は以下の通り。

▶ 免除・控除・還付税額の計算

$$\text{免除・控除・還付税額} = \text{ゼロ税率課税役務の外貨建て課税価格} * \times \text{為替レート} \times \text{還付率}$$

\* ゼロ税率課税役務の課税価格とは、ゼロ税率課税役務提供の対価の総額から増値税改革の試行対象でない納税者に支払った金額を差し引いた残額を指す（当該役務が試行前の営業税の差額計算の対象であった場合）。

▶ 還付額、免除・控除税額の計算

▶ 未控除仕入税額 ≤ 免除・控除・還付税額の場合

$$\text{還付税額} = \text{未控除仕入税額}$$

$$\text{免除・控除税額} = \text{免除・控除・還付税額} - \text{還付税額}$$

▶ 未控除仕入税額 > 免除・控除・還付税額の場合

$$\text{還付税額} = \text{免除・控除・還付税額}$$

$$\text{免除・控除税額} = 0$$

ゼロ税率課税役務の提供者が製品の輸出にも従事している場合には、一括して免除・控除・還付額を計算することができる。

▶ 還付(免除)資格の認定

免除・控除・還付を申請する前に、以下の資料を税務局に提出し、還付(免除)資格の認定を受ける必要がある。

- ▶ 銀行口座開設許可証
- ▶ 国際運送役務に係る経営許可証、あるいは設計・研究開発役務の対外提供に係る登記証

▶ 免除・控除・還付の申告期限

免除・控除・還付の申告は、ゼロ税率課税役務の収入を認識した月(四半期)に係る申告期間内に行う。資料の不備、正確性の欠如、または提出の遅滞があった場合には、免除・控除・還付の適用が認められず、増値税の納付を求められる可能性がある。提出資料の詳細については、公告本文を参照。

▶ 還付の期限

新たにゼロ税率課税役務の提供を開始する者は、役務提供の開始日から起算して6ヶ月の間は、免除・控除・還付額の申告を毎月行う。税務局も毎月申告内容を審査するが、還付は7ヶ月目に一括して行う。7ヶ月目以降から月毎に還付が行われる。

新たにゼロ税率課税役務の提供を開始する者には、増値税改革試行前はゼロ税率課税役務を提供していなかった企業及び個人が該当する。試行前に当該役務を提供していた事実を証明できない企業及び個人も、新たなゼロ税率課税役務提供者として扱われる。

▶ 還付金の詐取行為

還付金の詐欺行為を行った場合、国税発[2008]32号に従って還付資格を停止する。還付資格停止中は免除・控除・還付の適用は認められず、ゼロ税率課税役務には通常の増値税率が適用される。

## 所見

ゼロ税率課税役務に係る免除・控除・還付額の計算及び申告に関する詳細な指針が示されたといえるが、不明確な点が一部残っている。例えば、ゼロ税率課税役務の申告には輸出貨物免除・控除・還付申告表(本来は製品の輸出に使用)を利用することとされているが、具体的な記入方法については上海市国家税務局による別段の規定の制定を待つ必要がある。また同申告表の明細表の様式が当公告に添付されているが、当該明細表の使用開始日は別途決定される必要がある。

その他、免除・控除・還付の申告の審査・監督が強調されている点、当公告が2012年1月1日から遡及適用される点には注意が必要。

## 関連法規

- ▶ 課税役務に対するゼロ税率及び免税措置の適用に関する通達(財税[2011]131号)
- ▶ 輸出還付金の詐取に対する税還付の停止措置に関する通達(国税発[2008]32号)

### 3. 中国事前確認制度(「APA」)アニュアルレポート(2010年度版)

#### 概要

事前確認制度(「APA」)に対する組織的管理の実現、APAの普及、APA業務の透明性の向上を目的に、国家税務総局は中国語及び英語による『中国APAアニュアルレポート(2010年度版)』を発表した。

2010年度版には2005～2010年の統計データ及び分析、中国におけるユニラテラルAPA制度及びバイラテラルAPA制度の執行プロセス、手続及び現状の説明、APA申請の標準フォームが含まれており、2009年度版を増補する内容となっている。

### 4. その他の通達

- ▶ 上海市人民政府による『ソフトウェア産業、集積回路製造業の更なる育成に関する政策』の公布に関する通達(滬府発[2012]26号)
- ▶ 2012年全国企業所得税の税源調査の実行に関する通達(財税[2012]37号)
- ▶ 更なる徴税政策に対する解釈の改善に関する通達(国税弁発[2012]4号)
- ▶ 一部のトウモロコシ加工品に係る増値税率に関する公告(国家税務総局公告[2012]11号)
- ▶ 中小企業信用担保機関の準備金積立額の損金算入に関する通達(財税[2012]25号)
- ▶ 納税服務庁の更なる強化に関する意見(国税発[2012]11号)

## 税関法規

### 1. 『輸入物品分類表』及び『同課税標準価額表』の改訂に関する公告(税関総署公告[2012]15号)

#### 概要

『輸入物品分類表』及び『輸入物品課税標準価額表』を改訂し、輸入物品の分類及び課税標準価額表の確定について以下の原則を定める。施行日は2012年4月15日。税関総署公告[2007]25号は同日で廃止。

#### ▶ 分類に関する原則

- ▶ 分類表に名称を記載した物品は、当該名称に従って分類する。
- ▶ 分類表に名称を記載していない物品は、主要な機能や用途に従って分類する。
- ▶ 以上の方法で分類できない物品は、「その他」に分類する。

#### ▶ 課税標準価額に関する原則

- ▶ 課税標準価額表に課税標準価額を記載した物品は、当該課税標準価額を用いる。
- ▶ 課税標準価額表に課税標準価額を記載しなかった物品は、産地や種類が同一の物品の直近の市場販売価格に基づいて課税標準価額を確定する。
- ▶ 実際の購入価格が課税標準価額表に記載した課税標準価額の2倍以上、または1/2以下の場合、輸入物品の所有者は販売側の発行した証憑を税関に提出する。税関は当該証憑に基づいて課税標準価額を確定する。

分類、課税標準価額に異議があれば、納税者は行政再審を求めることができる。また例外として、辺境地区の少数民族が特別に必要とする物品については、税関総署が別途定める課税標準価額表に従って課税標準価額を決定する。

#### 所見

2007年に制定された関税課税標準価額及び関税率の基準に調整を加えている。一部の物品の関税率が引き下げられている(例:コンピューターの関税率は20%から10%に引き下げ)。逆に化粧品等の物品は関税課税標準価額が引き上げられている。

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

|                              |         |                   |                              |     |                   |
|------------------------------|---------|-------------------|------------------------------|-----|-------------------|
| <b>北京</b>                    |         |                   | 江 海峰                         | 金融  |                   |
|                              |         |                   | alex.jiang@cn.ey.com         |     | +86-21-2228-2963  |
| 高浜 学                         | 税務・移転価格 |                   | 顧 嶢                          | 監査  |                   |
| manabu.takahama@cn.ey.com    |         | +86-10-5815-2834  | sharry.gu@cn.ey.com          |     | +86-21-2228-2367  |
| 小谷 将也                        | 監査      |                   | 舟本 孝史                        | 監査  |                   |
| masaya.kotani@cn.ey.com      |         | +86-10-5815-3350  | takashi.funamoto@cn.ey.com   |     | +86-21-2228-2064  |
| 天野 智博                        | 監査      |                   | 三井 貴子                        | 監査  |                   |
| chihiro.amano@cn.ey.com      |         | +86-10-5815-2225  | mitsui.takako@cn.ey.com      |     | +86-21-2228-4412  |
| 平澤 尚子                        | 税務・移転価格 |                   | 金杉 喜文                        | 監査  |                   |
| naoko.hirasawa@cn.ey.com     |         | +86-10-5815-2115  | yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com |     | +86-21-2228-2718  |
| <b>大連</b>                    |         |                   | 篠崎 洋樹                        | 税務  |                   |
|                              |         |                   | hiroki.shinozaki@cn.ey.com   |     | +86-21-2228-3029  |
| 佐々木 大                        | 監査      |                   | 久保田 順一                       | M&A |                   |
| dai.sasaki@cn.ey.com         |         | +86-411-8252-8999 | junichi.kubota@cn.ey.com     |     | +86-21-2228-4749  |
| <b>天津</b>                    |         |                   | <b>広州</b>                    |     |                   |
|                              |         |                   | 長内 幸浩                        | 監査  |                   |
| 町田 太郎                        | 税務・移転価格 |                   | yukihiro.osanai@cn.ey.com    |     | +86-20-2881-2675  |
| taro.machida@cn.ey.com       |         | +86-22-5819-3583  | 田中 昌志                        | 税務  |                   |
| <b>上海</b>                    |         |                   | masashi.tanaka@cn.ey.com     |     | +86-20-2881-2871  |
|                              |         |                   | <b>深圳</b>                    |     |                   |
| 木村 修                         | 監査      |                   | 小林 秀誉                        | 監査  |                   |
| yoshimi.kimura@cn.ey.com     |         | +86-21-2228-3003  | hidetaka.kobayashi@cn.ey.com |     | +86-755-2502-8101 |
| 田川 利一                        | 税務      |                   |                              |     |                   |
| toshikazu.tagawa@cn.ey.com   |         | +86-21-2228-2118  |                              |     |                   |
| 江夏 潔子                        | 税務      |                   |                              |     |                   |
| kiyoko.enatsu@cn.ey.com      |         | +86-21-2228-2216  |                              |     |                   |
| 坂出 加奈                        | 税務・移転価格 |                   |                              |     |                   |
| kana.sakaide@cn.ey.com       |         | +86-21-2228-2289  |                              |     |                   |
| 高橋 臣一                        | 監査      |                   |                              |     |                   |
| shinichi.takahashi@cn.ey.com |         | +86-21-2228-2740  |                              |     |                   |



## 香港

|                             |    |                |
|-----------------------------|----|----------------|
| 重富 由香                       | 監査 |                |
| yuka.shigetomi@hk.ey.com    |    | +852-2629-3907 |
| 北濱 聡                        | 金融 |                |
| satoshi.kitahama@hk.ey.com  |    | +852-2846-9700 |
| 中野 強                        | 監査 |                |
| tsuyoshi.nakano@hk.ey.com   |    | +852-2629-3031 |
| 桑原 宏長                       | 監査 |                |
| hironaga.kuwahara@hk.ey.com |    | +852-2629-3902 |

## 東京

### 新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

|                          |         |                 |
|--------------------------|---------|-----------------|
| 笠原 健司                    | 税務・移転価格 |                 |
| kenji.kasahara@jp.ey.com |         | +81-3-3506-2396 |
| 斎藤 正浩                    | 税務      |                 |
| masahiro.saito@jp.ey.com |         | +81-3-3506-1282 |
| 崔 虹                      | 税務      |                 |
| hong.cui@jp.ey.com       |         | +81-3-3506-2245 |

### 新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

|                             |          |                 |
|-----------------------------|----------|-----------------|
| 福井 修                        | 中国ビジネス一般 |                 |
| fukui-sm@shinnihon.or.jp    |          | +81-3-3503-1420 |
| 帯川 海                        | 中国ビジネス一般 |                 |
| obikawa-k@shinnihon.or.jp   |          | +81-3-3503-1420 |
| 松尾 和弘                       | 中国ビジネス一般 |                 |
| matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp |          | +81-3-3503-1131 |

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001852

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china